

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則

昭和六十二年五月二十八日

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則

(平成十七年教育委員会規則第十一号 一部改正)

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第八条第一項の規定による山梨県立なかとみ青少年自然の里又は山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別表様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一 事業計画書

二 収支計画書

三 実施体制を記載した書類

四 団体の概要を記載した書類

五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)

七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のために教育委員会が必要と定める書類

附 則

この規則は、昭和六十二年六月一日から施行する。

別記様式 (第 2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

なかとみ

山梨県立

青少年自然の里の指定管理者の指定を受けたい

ゆずりはら

ので、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第 8 条第 1 項の規定

により、必要事項を添付の上申請します。